

# 令和7年度

## 第1回富士北麓圏域障害者自立支援協議会全体会

開催日時 令和7年11月19日（水）  
午後1時30分～  
開催場所 富士河口湖町役場コンベンションホール

### 次 第

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事
  - 1) 令和7年度上半期専門部会活動報告
    - ①防災部会
    - ②就労支援部会
    - ③児童部会
    - ④相談支援部会
    - ⑤地域移行部会
  - 2) 令和7年度上半期富士北麓障害者基幹相談支援センター実績報告
  - 3) 令和7年度上半期6市町村担当者プロジェクトチーム活動報告
  - 4) 地域生活支援拠点等事業の見直しについて
  - 5) 次年度自立支援協議会の見直し案について
  - 6) 障害者虐待防止に係る県への申し入れについて
  - 7) その他
4. 閉会

次回全体会 日程：令和8年5月20日（水） 場所：未定

# 令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期) 部会報告書

令和7年11月19日

作成者:富士北麓圏域障害者自立支援協議会 防災部会

部会名	防災部会	
部会員	別紙名簿を参照	
開催日	令和7年6月26日(木)・8月28日(木)・8月31日(日) 富士河口湖町防災訓練	
開催場所	富士吉田合同庁舎2階大会議室	
上半期の 議題及び 協議内容	6月26日(木)	① いざという時の取り組み自助扶助公助のアンケート結果について ② 富士吉田市との協議についての報告 ③ 富士山噴火時の避難についてのちらし作り
	8月28日(木)	① 富士河口湖町防災訓練について ② 富士吉田市安全対策課との協議について ③ 富士山噴火時の避難についてのちらし作り
成果	<p>* 昨年行った、「いざという時の自助扶助公助の取り組み」についてアンケート結果をまとめ部会員に提示した。</p> <p>* 富士吉田市と協議がはじまり、避難行動要支援者名簿への登録と個別避難計画の作成に向け協力した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別避難計画の書式のひな型の選定、協議</li><li>・障害福祉サービス利用者の避難行動要支援者名簿の登録と提供の同意書、個別避難計画作成の同意書を障害福祉サービス事業所(児、者)に配布と回収</li><li>・個別避難計画作成の説明会の準備(11月27日開催予定)を行っている。 (富士吉田市については高齢者も同時に進めていくため、説明会に相談支援専門員とケアマネージャーにも参加を依頼するところである。また年明けには民生委員にも説明を行う予定となっている。)</li></ul> <p>* 富士河口湖町との協議について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・個別避難計画の作成経過について確認をした</li><li>・8月31日の富士河口湖町総合防災訓練において小立地区の訓練に部会として参加した。</li></ul> <p>* 鳴沢村との取り組みの中ではじまった富士山火山噴火避難基本計画に基づいての避難方法の情報提供から要支援者へ情報を周知するためちらし作りをすすめ、仕上げることができた。</p>	

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いざという時の取り組みのアンケート結果について部会員に提示したが、課題の深堀や抽出について今後すすめていきたい。</li> <li>・ちらしが仕上がったが、どのように活用し、周知していくのかなどを鳴沢村と協議していく。</li> <li>・個別避難計画の作成が進んでいくことはありがたいとしたうえで、部会員からはその後の避難所の受け入れの体制などに不安を感じる意見が出ている。</li> <li>防災部会の目標でもある、「いざという時にも安心して暮らせる地域づくり」のためにも、福祉避難所の設置要件や運営について、自治体と協議していける体制を構築していきたい。</li> </ul>
備考	<p>全体会で指摘された自助扶助公助→自助共助公助(互助)について部会で報告共有した。</p>

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 防災部会名簿

NO	氏名	所属	役職
1	三宅 裕明	障害福祉サービス事業所けやき園 施設長	部会長
2	三浦 千絵	就労継続B型事業所木の花 サービス管理責任者	副部会長
3	城之内 幸子	基幹相談支援センターふじのわ 相談員	部会員
4	三浦 清美	富士河口湖町障害者相談員	//
5	伊藤 正範	障害者の地域生活を考える保護者連絡会「ひつじ」	//
6	小佐野 松雄	富士河口湖町聴覚障害者協会会長	//
7	宮下 由起男	(特非) 五湖の会会长	//
8	宮下 文元	富士吉田市聴覚障害者協会事務局長	//
9	須澤 憲治	富士吉田市視覚障害者協会	//
10	森田 亜湖	NPO法人こどもの未来を考える会 めいびい	//
11	志村 幸子	富士吉田市身体障害者福祉会	//
12	斎藤 ゆかり	ありんこ保護者会会长	//
13	赤木 明子	一般社団法人グレイス・ロード 富士サポートセンター 支援員	//
14	清水 真弓	富士北麓聖ヨハネ支援センター 支援員	//
15	外川 美津子	河口湖ハーバル工房 施設長	//
16	飯田 光代	当事者家族	//
17	橋本 真理子	当事者家族	//
18	三浦 泰護	忍野村	事務局

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期)就労支援部会報告書  
(案)

令和7年 11月 19日

作成者:富士北麓圏域障害者自立支援協議会 就労支援部会

部会名	就労支援部会		
部員会員	別紙名簿を参照		
開催日	7月18日(金)・8月21日(木)・10月9日(木)		
開催場所	富士聖ヨハネ学園ソフィアホール・富士吉田合同庁舎会議室		
上半期の議題及び協議内容	6月	休会(7月に延期) 情報交換シートの実施	
	7月	・就労選択支援制度 研修会 ・新年度顔合わせ ・令和7年度就労支援部会事業計画について	
	8月	・就労選択支援制度研修会の振り返り ・事業所紹介パンフレットの内容確認 ・就労促進・就労移行グループと就労継続グループに分かれ、市町村障害福祉計画と令和6年度実績値の比較評価を実施	
	9月	休会 情報交換シートの実施 事務局 Web 会議	
	10月	就労促進・就労移行グループと就労継続グループに分かれ、前年度掘り起こした地域課題(テーマ)について、できる事の検討を実施	
	<p><b>【就労選択支援制度の研修】</b>            令和7年10月より開始となる就労選択支援制度について研修を行った。            就労支援部会員以外に相談支援部会、市町村担当者、東部圏域日中活動部会など、計46名の参加があった。            またその後の振り返りでは、当圏域における事業所の動向等の確認・共有もできた。</p> <p><b>【グループワークでの協議】</b>            令和6年度に引き続き、グループワークによる地域課題の掘り下げと、その解決案を協議する場となった。            下半期で部会としてできることの実行に着手していく予定。</p> <p><b>【市町村障害福祉計画の評価】</b>            就労系サービスについて市町村障害福祉計画と令和6年度実績との比較評価を実施した。</p>		
課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年10月より開始となった就労選択支援制度については、圏域内でサービスを提供する事業所がない状況。</li> </ul> <p>今後関係機関や事業所等で連携し、サービスの提供に向けた動きを進めていく予定。</p>		

	・グループワークで地域課題について協議しているが、各事業所ごとに様々な課題の認識を持っているものの、部会としての取り組みにうまくつなげられていない現状がある。今後よりよい成果を上げるために就労支援部会のあり方の検討を模索していきたい。
備考	

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 就労支援部会名簿

NO	氏名	所属	役職
1	堀内 千波	福祉の実 たけのこ	部会長
2	金森 大	障害福祉サービス事業所ありんこ	副部会長
3	山口 裕喜	障がい者就業・生活支援センター ありす	部会員
4	渡辺 正人	富士吉田市地域福祉交流センター	//
5	加々見 美津子	木の花	//
6	三枝 延光	ハローワーク富士吉田	//
7	奥秋 高明	富士・東部保健福祉事務所(福祉課)	//
8	宮野 美智子	富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ	//
9	渡邊 真紀	けやき園	//
10	庄司 広樹	富士北麓聖ヨハネ支援センター	//
11	土屋 紀美子	ふじざくら支援学校	//
12	羽田 浩治	やまびこ支援学校	//
13	松木 雄一	障害福祉サービス事業所Pal-Pal	//
14	武藤 五子	障害福祉サービス事業所スイートベリーKATUYAMA	//
15	川上 直子	障害福祉サービス事業所スイートベリーKATUYAMA	//
16	渡辺 千咲	やまなし若者サポートステーション	//
17	及川 慎太郎	一般社団法人グレイス・ロード 富士サポートセンター	//
18	大森 友美	アエラーライフ	//
19	杉山 憲一郎	ワークピア河口湖	//
20	渡辺 洋平	慶和荘グループ	//
21	三浦 純子	エミアス	//
22	魚多 和輝	るりからくさ	//
23	渡辺 剛	りんく	//
24	志村 公章	西桂町 福祉保健課	事務局

# 令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期)児童部会報告書

令和7年11月19日

作成者：富士北麓圏域障害者自立支援協議会 児童部会

部会名	児童部会	
部会員	別紙参照	
開催日	令和7年6月10日 令和7年9月2日	
開催場所	富士吉田合同庁舎 2階会議室	
上半期の議題及び協議内容	6月10日	【事業所グループ】 放課後等デイサービス・児童発達支援ガイドラインの確認(5 療育)・事業所以外の参加者に補足資料説明 個別支援計画作成、5領域との整合性やアセスメント方法の共有 計画と評価の相談支援専門員との共有について
	9月2日	【事業所グループ】前回の継続協議 デイリープログラムと、5領域や個別支援計画との整合性について 個別の支援目標や申し送り事項の事業所内共有方法について 次回の協議に向け参考資料の配布・議題一部変更について 【医療的ケア児グループ】・第1回の開催 前年度アンケート調査の進捗状況・課題や新規ケースの共有(6市町村) 山梨県医療的ケア児等支援検討会議の報告 (富士東部医療的ケア児センター・富士北麓訪問看護ステーション 担当) 災害時対応部会・保育・教育部会・保健・福祉部会の協議内容報告 本部会より→3部会の共有。保育・教育部会について富士東部から提議。医療的ケア児の場合スクールバスの利用ができないことがあり、正規職員の看護師が配置していないため、保護者の送迎となっている事例がある。また、県内の支援学校でも対応が変わってくる。 療育等コーディネーターより→療育等に関する相談を住民や専門職等の関係者からも受け付けている。専門職による助言として医師をケース会議に派遣することも可能。富士東部医療的ケア児センターより→医療的ケア児の個別避難計画作成の進捗状況について説明。 その他・次年度の「医療的ケア児協議の場のあり方(案)」について
成果	<p>事業所グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人支援の5領域については、確認と理解が進んだ。個性や発達段階により重複する項目もあり、本人に適した支援をしてる。学校・保育所にも、支援の基軸として理解をいただいた。モニタリングで課題への達成度・成長・変化を保護者と共有し、次の計画へ反映してる。個別支援計画やモニタリング結果が相談支援専門員にフィードバックされる仕組みが整ってきている。</li> <li>● 事業所の特性を生かした集団プログラムの内容を5領域の観点に沿い発表・共有した。</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の支援課題や申し送り事項の共有方法は、毎月または 2 ヶ月に 1 度の会議や、朝礼時の情報共有等が行われている。保育所(マザーズホーム)、支援学校についても、月 2 回の会議ケース、朝礼・昼寝の時間の共有が行われている。 ※年間計画で予定されている。「子どもの権利・マルトリートメント・についての考察」は参考資料を配布し、第 3 回の「両親の障害受容・ペアレントトレーニングのニーズ」に合わせて行うことになった。</li> </ul> <p><b>医療的ケア児グループ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前回アンケートの対象児の現在の様子を共有・参考意見の交換。(6 市町村)</li> <li>・短期入所の利用の調整が進んでいるケース、進まないケースについて・摂食を拒否するケースについて・。レスパイトとして圏域外の病院の調整が進んでいるケース・臓器移植後のケアが必要な事例についてなど</li> <li>次年度について→「医療的ケア児協議の場のあり方(案)」を協議 意見:医療的ケア児者を協議する場合、「者」については幅広くなり、構成員・関係者も多く必要になるではないか。児と者を一緒にすると協議の時間がかかるのではないか。 医療的ケア児グループは年 2 回開催(9 月・3 月)を予定していたが、上記(案)についてメールで意見・疑問などを集約し、12 月 9 日に臨時開催し、次年度に向けた継続協議を行う。</li> </ul>
課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>放課後等デイサービス事業と児童発達支援事業は、複数事業を使うこともあるのでサービス利用会議で、歩調を合わせることが必要となり、サービス利用計画の段階で 5 領域を意識した内容であると個別支援計画の方向性も整いやすい。相談支援専門員との協力・協調が必要である。</li> <li>計画立案の際は、本人支援の観点から、できる限り利用者の気持ち・希望を反映していきたい。利用者が幼い場合、自己の意思表現が難しい場合など、保護者の意向が多く計画に反映されている。計画相談員も、児童自身と関わる機会が少なく、保護者からの聞き取りが主となっている。今後利用日での見学などの態勢も整え機会を増やしていく。</li> <li>保護者への聞き取りでは、保護者自身の悩みなども聞きたいが、仕事を持つての保護者など、忙しそうであまり機会が持てていない現状がある。</li> <li>医療的ケア児:圏域での短期入所の調整が困難・医療的ケアが必要な児童であり家庭(親の病気など)として支援が必要な事例もあった。</li> <li>保育・教育部会について富士東部から提議された、医療的ケア児のスクールバスの利用ができないこと(看護師の配置)</li> <li>圏域の「医療的ケア児に関する協議の場」の安定的・継続的開催に向けた調整</li> </ul>
備考	<p>12/3 児童部会は医療的ケア児グループも協議を開催する。 LUPE さんより「デイサービスの展示会に係る企画書(案)」提案 送迎車のシートベルトに関するアンケートについて事業所で回答</p> <p>※新規事業所「なないろそらの家」児童発達支援・放課後等デイサービス事業所より、自立支援協議会・児童部会への参加申し出があり、10/22 定例会にて承認をいただく。 12 月より児童部会に参加のため新名簿を作成した。</p>

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 児童部会員名簿

NO	氏名	所属	役職
1	堀内 治美	キッズサポート	部会長
2	落合 尚斗	ココロン富士吉田教室	副部会長
3	藤井 祐子	あかね雲ソーシャルカインドネス	部会員
4	堀内 碧良	ぱるっこ	部会員
5	梶原 藍	ベルテール富士吉田園	部会員
6	武井 泰志	合同会社おもちゃ箱 おもちゃ1号	部会員
7	渡辺 珠美	マザーズホーム	部会員
8	舟久保 一也	ルーペ	部会員
9	成瀬 友美	ぶらすわん	部会員
10	渡辺 洋平	慶和荘	部会員
11	後藤 香織	Pomul	部会員
12	小山 ひとみ	ふじざくら支援学校	部会員
13	小野 都	なないろそらの家	部会員
1	森田 佳江	富士北麓訪問看護ステーション	部会員
2	前田 恵美子	幸訪問看護ステーション	部会員
3	傘木 希音	山梨赤十字病院 地域医療連携室	部会員
4	宮下 恵利	富士吉田市立病院 相談室	部会員
5	今村 久美	富士ふれあいセンター	部会員
6	田中 郁羽	富士・東部保健福祉事務所	部会員
7	佐藤 まゆ	富士・東部医療的ケア児支援センター	部会員
8	宮下 祐也	基幹相談支援センターふじのわ	部会員
9	宮下 みほ	富士河口湖町	部会員
10	志村 公章	西桂町	部会員
11	宮下 貴年	山中湖村	部会員
12	九川 佑樹	鳴沢村	部会員
13	渡辺 淳一	忍野村	部会員
14	三浦 芳恵	富士吉田市	事務局

令和 7 年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期)  
(相談支援部会)報告書(案)

令和 7 年 11 月 19 日

作成者:富士北麓圏域障害者自立支援協議会 相談支援部会

部会名	相談支援部会	
部員会員	別紙名簿を参照	
開催日	6月12日(水)、9月10日(水)	
開催場所	富士吉田合同庁舎	
上半期の議題及び協議内容	6月	勉強会(地域移行支援に関するこ)開催について 情報共有、課題整理
	7月	休会
	8月	休会
	9月	勉強会(地域移行支援に関するこ) 令和 7 年度上半期の振り返り
	10月	休会
	11月	休会
成果	地域移行の協力を得て、副会長三宅氏を講師に招き、「一般相談支援について」と題し、地域移行支援、地域定着支援についての研修会を開催した。6月の部会にて研修内容の協議、準備。9月の部会にて研修会を実施。	
課題点	児童発達支援、放課後等 DS の利用について、支給量に6市町村で差がある。最大量出されているケースが増えており、事業所の利用枠が一部の利用者で埋まってしまっている状況も見られる。最大量支給する場合には相応の理由を以て認められるはずであるが、その判断基準も曖昧。一部では療育目的ではなく、預かりサービスとして、保護者の都合に合わせ利用しているケースもある。また、就学に合わせ、児童発達支援から放課後等 DS に移行するが事業所の空きがなく、受け入れ先が見つからないケースも出てきている。市町村においては支給量の適正化、事業所、計画相談はサービス利用の精査を行い、障害児が適切な療育を受ける機会を得られるような調整も必要と考える。 部会の中で協議していく、必要に応じて児童部会とも連携を図っていきたい。	
備考		

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 相談支援部会員名簿

NO	関係機関	氏名	所属	役職
1	特定又は一般相談支援事業所	渡邊 優子	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	会長
2	特定又は一般相談支援事業所	天野 貴美	障害者相談支援センターけやきの家	副会長
3	特定又は一般相談支援事業所	山口 唯菜	相談支援事業所pal-pal	相談支援専門員
4	特定又は一般相談支援事業所	渡部 富美佳	相談支援事業所ギミック	相談支援専門員
5	特定又は一般相談支援事業所	田中 紀子	富士吉田市社会福祉協議会障害者相談支援事業所	相談支援専門員
6	特定又は一般相談支援事業所	長田 由美子	相談支援事業所さぽーとヨハネ	相談支援専門員
7	特定又は一般相談支援事業所	宮川 和博	相談支援事業所さぽーとヨハネ	相談支援専門員
8	特定又は一般相談支援事業所	奈良 まさえ	相談支援事業所アエラーライフ	相談支援専門員
9	特定又は一般相談支援事業所	井上 成美	さぽーとピア	相談支援専門員
10	行政関係機関の職員	中村 ひかる	富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ	相談員
11	行政関係機関の職員	流石 和哉	富士河口湖町福祉推進課	事務局
12	行政関係機関の職員	宮下 みほ	富士河口湖町福祉推進課	事務局

順不同・敬称略

# 令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会（上半期）地域移行部会報告書

令和7年11月19日

作成者：富士北麓圏域障害者自立支援協議会地域移行部会

部会名	地域移行部会	
事務局	富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ	
部会員	別紙名簿を参照	
開催日	6月13日、9月12日	
開催場所	富士聖ヨハネ学園	
上半期の議題及び協議内容	6/13 9/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域診断データグループの進捗状況の確認</li> <li>・長期入院のケースの進捗状況の確認</li> <li>・その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域診断データグループの進捗状況の確認</li> <li>・長期入院のケースの進捗状況の確認</li> <li>・その他</li> </ul>
成果	<p>(1) 地域診断データグループの進捗状況</p> <p>① 富士吉田市 東部地域の精神科病院の地域移行のケースについて、ケース終了後に振り返り及び一般相談に関する勉強会を行った。</p> <p>② 富士河口湖町 地域包括ケア会議（高齢者担当、ケアマネージャー、介護事業所等が参加）に今年度、グループメンバーが参加することになっており、移動や防災等の課題を共有する予定となっている。</p> <p>③ 西桂町 ・次年度の町立保育所にて医療的ケア児に対する看護師配置について、協議中である。また町立の小学校に進級する場合は、受け入れ体制を整えていくことも併せて検討していく。</p> <p>・町独自の移動支援について、利用の仕方に課題が見られ事業縮小も検討されている。町の財政状況も踏まえ持続可能な方法を模索していく。</p> <p>④ 山中湖村 児童福祉、母子保健、地域包括の保健師とふじのわで顔合わせをしていく。ふじのわの周知やケースの共有をする予定である。</p> <p>⑤ 忍野村 広報を通じた住民へのメンタルヘルスの周知について、7月は「パニック障害について」の記事を作成し、掲載した。11月は「社交不安障害について」を掲載予定となっている。</p> <p>⑥ 鳴沢村</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災システムについて、個別避難計画、要支援者の人の情報が得られるようになった。今後は防災に関する課題は、防災部会に移行していくことになった。</li> <li>・11月にひきこもりセンターの協力を仰ぎ、住民向けの研修開催を検討している。</li> </ul> <p>(2) 長期入院のケースの進捗状況</p> <p>富士吉田市、富士河口湖町の各1ケースについて、ふじのわ職員、市町村担当、保健所職員の3名で対応している。</p> <p>5/22(木)に各ケースの患者に面談、面談を踏まえた中で関係者との協議を行った。</p> <p>① 富士吉田市</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人は糖尿病性網膜症を患っており、また左足踵に褥瘡がある。</li> <li>・主治医からは、褥瘡が完治してから退院を検討すると指示があり。</li> <li>・糖尿病網膜症であることも含め、富士吉田市の介護保険担当と情報共有をした。</li> </ul> <p>② 富士河口湖町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の希望は「富士河口湖町周辺で生活したい。」であるが、家族は国中圏域での生活を提案しており、意見の相違が生じている。</li> <li>・富士北麓圏域の資源について情報収集をしていき本人に情報提供していく。</li> <li>・生活の中でどのような支援が必要か検討するためにも、部会員の助言を受け本人の再アセスメントをしている。</li> </ul>
課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行の制度にのせる場合、アセスメントが重要となる。支援者のアセスメント不足が見られる。</li> <li>・本人の希望や状態の他に、家族状況、本人が生きてきた背景など、様々な観点で本人を把握していく視点が必要である。</li> </ul>
備考	

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 地域移行部会員名簿

NO	関係機関	氏名	所属	役職
1	指定障害福祉 サービス事業者等	在原 秀人	富士聖ヨハネ学園	部会長
2	指定障害福祉 サービス事業者等	勝俣 明	福祉の実 たけのこ	副部会長
3	指定障害福祉 サービス事業者等	萱沼 晴美	地域活動支援センターふじざくら	施設長
4	指定障害福祉 サービス事業者等	水越 太一	障害福祉サービス事業所 p al- p al	サービス管理責任者
5	指定障害福祉 サービス事業者等	奥脇 竜太	障害福祉サービス事業所 スイートベリーKATSUYAMA	生活支援員
6	指定障害福祉 サービス事業者等	日野原 笠太	障害福祉サービス事業所けやき園	目標工賃達成指導員
7	特定または一般 相談支援事業所	渡邊 優子	富士北麓障がい者相談支援センター ありんこ	主任相談支援専門員
8	特定または一般 相談支援事業所	天野 貴美	障害者相談支援センターけやきの家	相談支援専門員
9	医療・保健関係者	福本 彩心	富士・東部保健福祉事務所	地域保健課
10	行政関係機関の職員	三浦 芳恵	富士吉田市	福祉課
11	行政関係機関の職員	流石 和哉	富士河口湖町	福祉推進課
12	行政関係機関の職員	志村 公章	西桂町	福祉保健課
13	行政関係機関の職員	三浦 泰護	忍野村	福祉保健課
14	行政関係機関の職員	宮下 貴年	山中湖村	福祉健康課
15	行政関係機関の職員	九川 佑樹	鳴沢村	福祉保健課
16	行政関係機関の職員	中村 ひかる	基幹相談支援センター ふじのわ	事務局
17	行政関係機関の職員	宮野 美智子	基幹相談支援センター ふじのわ	事務局
18	県自立支援協議会	千野 由貴子	山梨県自立支援協議会 地域移行部会	スーパーバイザー
19	指定障害福祉 サービス事業者等	三宅 裕明	障害福祉サービス事業所けやき園	副会長

## (1)相談支援を利用している障害者の人数等

※「重複」は実人員の再掲

	①身体障害			②重心障害			③知的障害			④精神障害			⑤発達障害			⑥高次脳機能			⑦その他			合計			
	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	実人員	重複	回数	
障害児	8	0	16	1	0	1	22	9	76	5	0	31	37	1	99	0	0	0	10	0	0	19	83	10	242
障害者	60	22	214	0	0	0	127	15	331	227	8	697	41	8	174	14	9	34	21	0	30	490	62	1490	
合計	68	22	230	1	0	1	149	24	407	232	8	728	78	9	273	14	9	34	31	0	49	573	72	1732	

15

(1)のうち新規者人数		
内訳	障害児	障害者
①身体	1	10
②重心	1	0
③知的	9	16
④精神	1	36
⑤発達	12	8
⑥高次脳	0	5
⑦その他	6	10
合計	30	85

①身体障害実人員	
内訳	人数
a. 視覚	9
b. 聴覚	3
c. 肢体	46
d. 内部	7
e. 音声	3
f. 脳原	0
g. 免疫	0
h. その他	0
合計	68

OK

## (2)支援方法及び支援内容の件数

支援方法	件数
A 訪問	128
B 来所	124
C 同行	98
D 電話	466
E メール	23
F 関係者会議	204
G 関係機関調整 ・日程調整 ・情報提供・共有	684
H その他	5
合計	1732
その他	

OK

支援内容	件数
ア サービスの利用等	888
イ 障害や症状の理解	127
ウ 健康・医療	460
エ 不安解消・情緒安定	332
オ 保育・教育	185
カ 家族・人間関係	353
キ 家計・経済	203
ク 生活技術	73
ケ 就労	230
コ 社会参加・余暇活動	67
サ 虐待・権利擁護	131
シ その他	94
合計	3143
詳細内容	

## (3)市町村別相談件数

市町村名	富士吉田市	富士河口湖町	西桂町	山中湖村	忍野村	鳴沢村	合計
件数	1211	253	66	118	55	29	1732

OK

## （様式4）令和7年度上半期 富士北麓障害者相談支援事業報告

### 1. 地域移行や地域定着に関する支援

内容	人数	件数
精神科病院、リハビリテーション病院入院中の方の退院後の生活の検討	19	21
精神科病院入院中の方の日中活動先の検討		
精神科病院入院中の方の日中活動の場の見学同行	2	2
精神科病院入院患者の情報提供、共有	2	2
精神科病院退院後の住まいの準備		
障害者支援施設入所中の方の情報提供・共有	1	1

### 2. 基幹相談支援センター業務に関する諸会議・研修等の参加状況

会議・研修名	
定例会・打合せ	ピアカウンセリングふじさくや
運営会議・打合せ	ピアソーター連絡会
全体会・打合せ	富士吉田市子どもを守る地域ネットワーク会議
防災部会・打合せ	地域活動支援センターふじさくらケア会議
就労支援部会・打合せ	事例検討会
児童部会・打合せ	山梨県立北病院医療観察法ケア会議
相談支援部会・打合せ	基幹・委託相談支援事業所ネットワーク会議
地域移行部会・打合せ	富士河口湖町要保護児童対策地域協議会
⑥市町村担当者プロジェクトチーム・打合せ	地域生活支援拠点等事業に関する会議・要綱見直し
山梨県相談支援・人材育成部会（Zoom）	中伊豆リハビリテーション病院事業説明
山梨県障害福祉課との打合せ	地域移行に関する勉強会
虐待案件会議	就労選択支援についての研修
富士吉田市安全対策課との打合せ	富士北麓訪問看護ステーション勉強会・打合せ
個別避難計画についての打ち合わせ	自閉症についての研修・打合せ
こども家庭センター・障害担当・ふじのわの連携についての話し合い	成年後見制度についての研修打合せ
成年後見申し立てに係る面接への同席	富士ふれあいセンター支援者交流会
消費生活センターを介した弁護士相談	高次脳機能障害支援者養成研修（指導者研修）
富士吉田市視覚障害者協会総会・打合せ	法テラス山梨主催ケース会議援助プログラム研修会
強度行動障害に関する協議について打ち合わせ	相談支援従事者初任者研修インターバル
関係機関向けふじのわ広報	相談支援従事者現任研修インターバル
事業所巡回	サービス管理責任者研修課題に係る支援
市町村巡回	

### 3. 講師派遣依頼・基幹相談支援センター主催研修等

内容	依頼先・依頼元
就労選択支援事業について	講師：社会福祉法人 不二の里森福祉会 けやき園 施設長 三宅 裕明 氏
基幹相談支援センターの役割と精神障害者との関わり方	富士北麓訪問看護ステーションより依頼
自閉スペクトラム症の人のライフステージを考える	講師：特定非営利活動法人 PDDサポートセンター グリーンフォーレスト 理事長 志賀 利一 氏
地域移行について	講師：社会福祉法人 不二の里森福祉会 けやき園 施設長 三宅 裕明 氏

#### 4.権利擁護に関する支援

内容	人数	件数
成年後見制度に関する相談	2	3
成年後見申し立てのための支援（書類作成や依頼等）	7	11
虐待についての相談	6	6
虐待調査	2	5
虐待案件会議	8	19
障害年金についての相談	3	3
障害年金申請のための支援（書類作成や依頼等）	10	11
地域生活支援拠点についての相談	1	1
地域生活支援拠点事業担当者会議	1	3

#### 5.基幹相談支援センターを運営していく上での検討・評価・課題等

- 各市町村への巡回相談を開始している。担当者への挨拶だけでなく、ケースの相談やふじのわへの要望の聞き取りを行っており、これまで以上に円滑な連携をしていきたい。
- 富士北麓圏域障害者自立支援協議会から申し入れた「障害者虐待防止にかかる県への要望」について、協議会会長・副会長も含めて、山梨県障害福祉課との話し合いを行った。
- 相談支援事業所の巡回相談に関して、全ての事業所の巡回が終了した。内容をまとめ、報告していく予定である。
- 訪問看護事業所への研修をしたことにより、これまで連携してきた訪問看護事業所が十分に基幹相談支援センターの役割を把握していないことを知った。再度、基幹相談支援センターの役割を明確化し、周知していく必要がある。
- 富士北麓圏域障害者自立支援協議会と共に、自閉スペクトラム症に関する研修会を開催した。行政や事業所職員、就労支援関係者、教育関係者等約70名が出席し、自閉スペクトラム症の特性やライフステージごとの支援について学ぶ機会となった。

# 令和7年度 富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期)

## 富士北麓障害者基幹相談支援センター 実績報告書

令和7年11月19日

作成者:富士北麓障害者基幹相談支援センター

上半期の活動内容	4月	地域移行に関する勉強会、サービス管理責任者研修課題に係る支援、富士吉田市子どもを守る地域ネットワーク会議、成年後見等申し立てに係る面接への同席、市町村巡回相談
	5月	山梨県障害福祉課との打ち合わせ、事業所巡回相談、ピアソーター連絡会、山梨県相談支援・人材育成部会、子ども家庭センター・障害担当との連携についての打ち合わせ
	6月	医療観察法ケア会議、富士吉田市安全対策課との打合せ、富士吉田市視覚障害者協会総会に出席、鳴沢村事例検討会、消費生活センターを介しての弁護士相談
	7月	高次脳機能障害支援者支援者養成研修(指導者研修)、相談支援事業所巡回相談、富士河口湖町要保護児童対策地域協議会、就労選択支援について研修
	8月	安全対策課との打ち合わせ、医療観察法ケア会議、虐待案件対応、地域生活支援拠点事業に関する会議、相談支援専門員現任研修インターバル
	9月	地域生活支援拠点事業の要項見直し、相談支援専門員初任者研修インターバル、山梨県相談支援・人材育成部会、法テラス山梨ケース会議派遣、虐待案件調査・会議、子ども家庭センター・障害担当との連携についての話し合い
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の相談支援専門員と共に開催での事例・事案検討会の開催を継続できている。</li> <li>富士吉田市視覚障害者協会総会に出席し、ふじのわについて説明する機会をいただいた。</li> <li>富士吉田市安全対策課・福祉課・健康長寿課と連携し、個別避難計画作成についての協議をし対象者の抽出を行い、特定相談事業所及びケアマネージャーへの計画作成依頼のための説明会を開催予定である。</li> <li>子ども家庭センター・障害担当との連携のための打合せを行い、児童ケース増加に伴う必要なサービス利用のための円滑な連携に向けて取り組みを行っている。</li> <li>相談支援専門員が不足している状況は続いているが、基幹相談支援センターがサービスのコーディネートや相談支援事業所の選定に関わることにより円滑に進められるように連携を強化している。</li> <li>6市町村および相談支援事業所への巡回相談を行い、ケースの相談・ふじのわへの要望の聞き取りを行い、円滑な連携に務めている。</li> <li>富士北麓圏域障害者自立支援協議会から申し入れた「障害者虐待防止に係る県への要望」について、協議会会長・副会長も含めて山梨県障害福祉課と話し合いを行った。</li> <li>富士北麓圏域障害者自立支援協議会と共に、自閉スペクトラム症に関する研修会を開催した。行政や事業所職員、就労支援関係者、教育関係者等やく70名が出席し、自閉症スペクトラム症の特性やライフステージごとの支援について学ぶ機会となった。</li> </ul>	

課題点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS を通じた出会いもあり県内外からの転入・転出のケースが増えている。家庭や生活全体に支援が必要なケースが多く、関係機関との連携やコミュニケーション技術等、対応する相談員のスキル向上が求められている。</li> <li>・ 成年後見制度に関して、相談員が実際に利用援助するケースが少なく、利用促進が十分に行えていない。市町村をはじめとした関係機関と連携をしていき、権利擁護の視点をもちながら支援をしていく。</li> <li>・ 訪問看護事業所への研修をしたことにより、これまで連携してきた訪問看護事業所が十分に基幹相談支援センターの役割を把握していないことを知った。再度、基幹相談支援センターの役割を明確化し、周知していく必要がある。</li> <li>・ 昨年度同様に消費生活センターや法テラスを介した弁護士への相談を活用している。今後も様々な職種と連携していくケースが増えていくと考えられる。ふじのわとしての関わりや役割の明確化し意識しながら、多職種の使命や役割を尊重し、連携していく必要がある。</li> <li>・ ふじのわ内で各市町村の福祉計画見直しをしている。児童発達支援、放課後等デイサービスのサービス量見込みが減少している市町村があったり、増加しているところでも相談支援サービス量が横ばいの市町村があったりと、地域の実情が計画に反映されていないところが見受けられた。また計画の中で幾度もふじのわの名称が挙げられているが、ふじのわの役割や業務に含まれているものは継続しながら、不明確な部分については確認をしていきたい。上記の理由から次回計画策定時にはふじのわも策定委員として参画できるよう各市町村に働きかけていきたい。</li> </ul>
備考	

# 令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会(上半期)

## 6市町村担当者プロジェクトチーム報告書

令和7年 11月 19日

作成者:富士北麓圏域障害者自立支援協議会 6市町村担当者プロジェクトチーム

部会名	6市町村担当者プロジェクトチーム
事務局	富士北麓障害者基幹相談支援センターふじのわ
構成員	別紙参照
開催日	① 令和7年6月11日(水)10:00~(移動支援グループのみ) ② 令和7年7月2日(金)13:30~(児童発達支援センターグループのみ) ③ 令和7年7月9日(水)13:30~ ④ 令和7年8月29日(金)13:30~(児童発達支援センターグループのみ) ⑤ 令和7年9月17日(水)13:30~
開催場所	①②④ ふじのわ隣会議室 ③⑤ 富士河口湖役場3階 304会議室
上半期の議題及び協議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター設置に向けた協議について</li> <li>移動支援の制度化について</li> </ul>
成果	<p>【児童発達支援センターグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター設立に関するニーズ調査を行政、相談支援、児童通所事業所の3チームに分かれ、分析を行った。それぞれの立場での視点や共有事項を確認ができた。</li> <li>保育所や福祉施設による開設について 2法人が設立を予定している。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① A法人 新設される保育所に併設。R9.4月開設予定。</li> <li>② B法人 既存施設を活用。県へ申請をし認可が下り次第、開設に向けていく。</li> </ul> </li> </ul> <p>【移動支援グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「障害者等地域生活支援事業実施要綱(案)」の作成をし、協議会副会長、各市町村に提出ができた。</li> </ul>
課題点	<p>【児童発達支援センターグループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ニーズ調査票を基に富士北麓圏域の実情に応じた、児童発達支援センターが運営できるようにしていく事が課題である。</li> <li>児童発達支援センター設置後に協議会としてどのような関わり方をしていくか考えしていく。</li> </ul> <p>【移動支援グループ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状移動支援の単価が市町村ごとに異なっている。統一すべきものなのか、今後6市町村で協議することとする。</li> <li>福祉有償運送について、現在はけやき園のみだがもう少し増やせないものなのか。</li> </ul>
備考	

令和7年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会  
6市町村担当者プロジェクトチーム名簿

NO	関係機関	氏名	所属	役職
1	指定障害福祉 サービス事業者等	相川 敏男	障害福祉サービス事業所 pal-pal	会長
2	指定障害福祉 サービス事業者等	三宅 裕明	障害福祉サービス事業所 けやき園	副会長
3	指定障害福祉 サービス事業者等	堀内 治美	キッズサポート	児童部会会長
4	指定障害福祉 サービス事業者等	落合 尚斗	ココロン富士吉田	児童部会副部会長
5	特定または一般 相談支援事業所	渡邊 優子	富士北麓障がい者相談支援センターありんこ	相談支援部会会長
6	行政関係機関の職員	小野 新治	富士吉田市	福祉課
7	行政関係機関の職員	池田 亜由美	富士吉田市	福祉課
8	行政関係機関の職員	流石 和哉	富士河口湖町	福祉推進課
9	行政関係機関の職員	志村 公章	西桂町	福祉保健課
10	行政関係機関の職員	三浦 泰護	忍野村	福祉保健課
11	行政関係機関の職員	宮下 貴年	山中湖村	福祉健康課
12	行政関係機関の職員	九川 佑樹	鳴沢村	福祉保健課
13	行政関係機関の職員	宮下 祐也	基幹相談支援センター ふじのわ	事務局
14	行政関係機関の職員	中村 ひかる	基幹相談支援センター ふじのわ	事務局

# 富士北麓圏域に開設される児童発達支援センターに関する意見具申(案)

富士北麓圏域障害者自立支援協議会

会長 相川敏男

## はじめに

富士北麓6市町村において、令和6年3月に第7期障害福祉計画を策定しており、令和8年度末までに児童発達支援センターの圏域内に設置することが位置づけられています。

富士北麓圏域障害者自立支援協議会(以下協議会)では、障害を持つ児童やその保護者が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センターの富士北麓圏域内での設置に向けプロジェクトチームを立ち上げ協議を行ってきました。協議を行う中で圏域内の児童発達支援に関わる課題の整理を目的として、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、保育所を対象に実態把握を行うこととなりました。

今回、調査結果を基に、富士北麓圏域において児童発達支援センターを設置する事業所に対し、圏域でセンターに求める役割や機能の整理を行い、協議会からの意見具申として本報告書を作成するに至りました。

## ニーズ調査概要

圏域内6市町村(障害福祉担当、子育て担当、保育所)、児童通所事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)、相談支援事業所を対象に調査票を配布し、集計。

調査結果、分析については別添資料参照。

## 意見、提案内容(課題に対する措置)

### ① 児童発達支援事業の1日通所受入

富士北麓圏域では児童発達支援事業所と保育所の並行通園の割合が多い状況です。放課後等デイサービス等他の事業と同時展開している事業所が大半で児童発達支援事業の1日通所の選択肢が少ないことが想定されます。児童発達支援センターにおいては、利用者の状況やニーズに応じ、1日利用の枠を設けるなど、柔軟な受け入れ体制が必要と考えます。

### ② 重度心身障害児、支援困難ケース等への対応

家庭支援が必要なケースなどの支援困難ケースや重度心身障害児の受け入れについて、地域の事業所で受け入れることができず、支援から漏れるケースがないよう、児童発達支援センターにおいて、地域の事業所のサポートや支援困難ケースや重度心身障害児を受け入れられる体制の整備が必要と考えます。

### ③ 就学後(児童発達支援終了後)の受け皿として、放課後等デイサービスの開設

児童発達支援事業所と放課後等デイサービスを同一事業所で実施する場合、同事業所での利用継

続が見込まれるが、児童発達支援のみの事業所から放課後等デイサービスへの移行する際の受け皿の不足が予測されます。児童発達支援センターにおいても、将来的に放課後等デイサービスの開設も必要と考えます。

④ 富士北麓6市町村をエリアとした柔軟な送迎対応

ニーズ調査から送迎困難を理由に利用を断ったケースがあった。富士北麓圏域では、山中湖から富士河口湖町富士ヶ嶺まで東西にも広く、事業所ごと、その所在地によって送迎エリアが設定されています。居住地域によっては送迎サービスを受けられないケースもあります。児童発達支援センターにおいては、送迎について支援学校の送迎拠点を参考にするなどし、圏域内での利用が柔軟にできる体制が必要と考えます。

⑤ 地域住民等からの個別相談(発達相談等含む)への対応、並びに障害児相談支援事業所の開設

- ・障害児相談支援の契約数が増加しており、今後、地域の事業所での受け皿の確保が難しくなることが予測され、児童発達支援センターにおいても障害児相談支援事業の開設が必要と考えます。
- ・住民からの個別相談(発達相談等含む)も各事業所に契約者以外からの相談も寄せられている現状もあります。こうした個別相談への対応が柔軟に行えるよう、児童発達支援センターにおいても相談支援の体制の整備が必要と考えます。

⑥ 地域の支援体制の底上げとして、専門研修会の開催、地域事業所間の支援者同士の交流会の開催

児童発達支援、放課後等デイサービスとともに地域における療育の場として、専門性の担保や支援の質の確保は必要とされます。ニーズ調査においても複数のテーマが挙げられ、専門研修の開催機会を求める意見もあります。

児童発達支援センターにおいて、地域づくりの一つとして、専門研修の開催や事業所間交流などの開催により、地域全体の支援機能の底上げを行う役割も必要と考えます。

富士北麓6市町村における移動支援事業の比較表

市町村	対象者	対象の外出	対象外の外出	利用限度時間 (支給量)	費用(ヘルパー支援・身体介護あり)	費用(ヘルパー支援・身体介護なし)	費用 (車両移送)	早朝・夜間・深夜加算	利用者負担・ 利用者負担区分	目的
富士吉田市	市内に住所を有する (ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障害者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出		※別紙参照【単位数】	※別紙参照【単位数】		夜間(午後6時～午後10時): 25／100加算 早朝(午前6時～午前8時): 25／100加算 深夜(午後10時～午前6時): 50／100加算 ※詳細は別紙参照		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行う
富士河口湖町	町内に居住地を有する(ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障がい者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出		【単位数】 ① 所要時間30分未満の場合 262単位 ② 所要時間30分以上1時間未満 414単位 ③ 所要時間1時間以上1時間30分未満 601単位 以後、所要時間30分を増すごとに83単位を加算する。	【単位数】 ① 所要時間30分未満の場合 108単位 ② 所要時間30分以上1時間未満 203単位 ③ 所要時間1時間以上1時間30分未満 284単位 以後、所要時間30分を増すごとに70単位を加算する。		なし		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行う
鳴沢村	村内に住所を有する(ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障害者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出		30分未満:2,620円 30分以上～1時間未満:4,140円 1時間以上～1時間30分未満:6010円 ※以降、30分増すごとに830円加算	30分未満:1,080円 30分以上～1時間未満:2,240円 1時間以上～1時間30分未満:3,130円 ※以降、30分増すごとに700円加算		夜間(午後6時～午後10時): 25／100加算 早朝(午前6時～午前8時): 25／100加算 深夜(午後10時～午前6時): 50／100加算		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行う
24	山中湖村	村内に居住地を有する(ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障がい者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出	30分未満:2,620円 30分以上～1時間未満:4,140円 1時間以上～1時間30分未満:6010円 ※以降、30分増すごとに830円加算	30分未満:1,080円 30分以上～1時間未満:2,240円 1時間以上～1時間30分未満:3,130円 ※以降、30分増すごとに700円加算		夜間(午後6時～午後10時): 25／100加算 早朝(午前6時～午前8時): 25／100加算 深夜(午後10時～午前6時): 50／100加算		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的
西桂町	町内に居住地を有する(ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障がい者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出		30分未満:2,620円 30分以上～1時間未満:4,140円 1時間以上～1時間30分未満:6010円 ※以降、30分増すごとに830円加算	30分未満:1,080円 30分以上～1時間未満:2,240円 1時間以上～1時間30分未満:3,130円 ※以降、30分増すごとに700円加算		夜間(午後6時～午後10時): 25／100加算 早朝(午前6時～午前8時): 25／100加算 深夜(午後10時～午前6時): 50／100加算		屋外での移動が困難な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図ることを目的 ※町独自の移動支援サービスあり
忍野村	村内に住所を有する(ただし、施設等への入所者については居住地特例によりこの限りではない。)障害者等	・社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出 ・移動に個別の支援の必要がある者 ・原則として1日の範囲内で用務を終えるもの	通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出		30分未満:2,620円 30分以上～1時間未満:4,140円 1時間以上～1時間30分未満:6010円 ※以降、30分増すごとに830円加算	30分未満:1,080円 30分以上～1時間未満:2,030円 1時間以上～1時間30分未満:2,840円 ※以降、30分増すごとに700円加算		夜間(午後6時～午後10時): 25／100加算 早朝(午前6時～午前8時): 25／100加算 深夜(午後10時～午前6時): 50／100加算		目的の記載なし
市町村	対象者	対象の外出	対象外の外出	利用限度時間 (支給量)	費用(ヘルパー支援・身体介護あり)	費用(ヘルパー支援・身体介護なし)	費用 (車両移送)	早朝・夜間・深夜加算	利用者負担・ 利用者負担区分	目的

## 移動支援事業単位数表

	身体介護あり			身体介護なし		
	日中	夜間早朝	深夜	日中	夜間早朝	深夜
～ 30分	262	328	393	108	135	162
30分～1時間	414	518	621	203	254	305
1時間～1時間30分	601	751	902	284	355	426
1時間30分～2時間	684	855	1026	354	443	531
2時間～2時間30分	767	959	1151	424	530	636
2時間30分～3時間	850	1063	1275	494	618	741
3時間～3時間30分	933	1166	1400	564	705	846
3時間30分～4時間	1016	1270	1524	634	793	951
4時間～4時間30分	1099	1374	1649	704	880	1056
4時間30分～5時間	1182	1478	1773	774	968	1161
5時間～5時間30分	1265	1581	1898	844	1055	1266
5時間30分～6時間	1348	1685	2022	914	1143	1371
6時間～6時間30分	1431	1789	2147	984	1230	1476
6時間30分～7時間	1514	1893	2271	1054	1318	1581
7時間～7時間30分	1597	1996	2396	1124	1405	1686
7時間30分～8時間	1680	2100	2520	1194	1493	1791
8時間～8時間30分	1763	2204	2645	1264	1580	1896
8時間30分～9時間	1846	2308	2769	1334	1668	2001
9時間～9時間30分	1929	2411	2894	1404	1755	2106
9時間30分～10時間	2012	2515	3018	1474	1843	2211
10時間～10時間30分	2095	2619	3143	1544	1930	2316
10時間30分～11時間	2178	2723	3267	1614	2018	2421
11時間～11時間30分	2261	2826	3392	1684	2105	2526

早朝・夜間・深夜加算

午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	25／100加算	午後10時～午前6時	50／100加算
-------------------------	----------	------------	----------

# 富士北麓圏域地域生活支援拠点等事業に関する会議（報告）

## 【現状】

- \* 圏域 6 市町村担当者、および自立支援協議会で今年度 3 回協議の場を設けた。
  - 6 市町村担当者、自立支援協議会長、副会長、ふじのわ担当者で会議を進めてている。
- \* 見直しについて（令和 7 年度実績）
  - 障害福祉計画に基づくコーディネーターをふじのわに正式委託とした。
  - コーディネーターの対応（フロー）について、市町村とふじのわで協議を進めている。

## 【協議の場での内容について】

- \* 要綱の修正
  - … 事業の趣旨、および地域生活支援拠点等事業と安心生活支援事業の内容を明確にし、5 つの機能の手順や担当の再確認を明記する。
  - … 加算対象となる支援と概要を一覧表にまとめた。
- \* 登録基準についての検討
  - … 6 市町村の登録に対する足並みを揃えたい為、富士吉田市が先に導入している、「地域生活支援拠点等事業 緊急時の受け入れ・対応に関するチェックシート」の活用ができないかの検討をする。
  - … 登録基準が定まったところで、相談支援部会とも連動する。
- \* 登録事業所の見直し
  - … 地域生活支援拠点等事業や安心生活事業の登録要件に当てはまる事業所に再度働きかけをし、登録の依頼について検討する。
  - … 新規事業所も増加しているため、再度働きかけをしていきたい。

以上

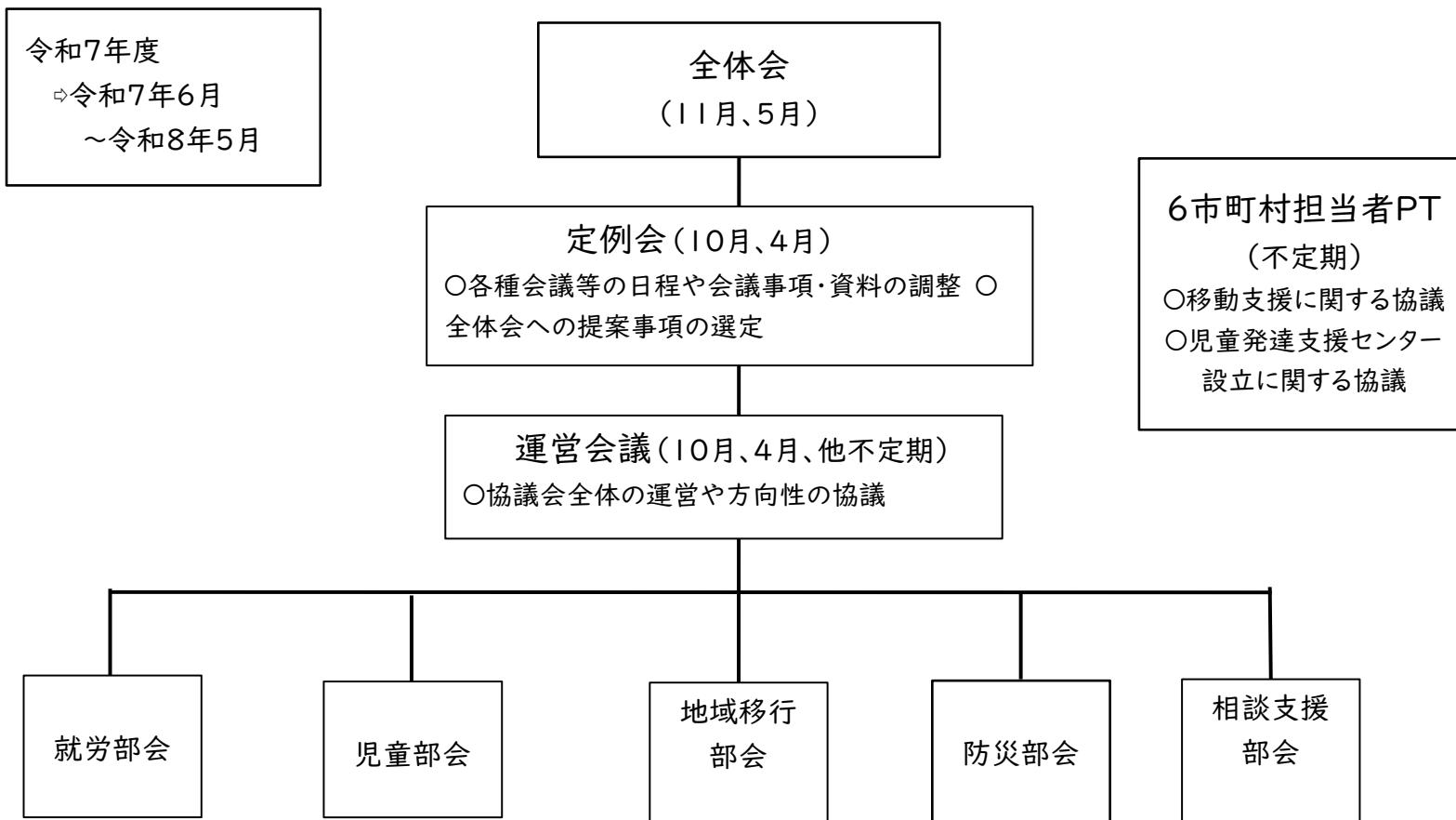
令和9年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 事務局会議委員名簿(案)

NO	氏名	所属	役職
1		富士北麓圏域障害者自立支援協議会	会長
2		富士北麓圏域障害者自立支援協議会	副会長
3		就労支援部会	部会長
4		児童部会	部会長
5		相談支援部会	部会長
6		防災部会	副部会長
7		地域移行部会	部会長
8		富士吉田市	福祉課
9		富士吉田市	福祉課
10		富士河口湖町	福祉推進課
11		富士河口湖町	福祉推進課
12		西桂町	福祉保健課
13		山中湖村	福祉健康課
14		忍野村	福祉保健課
15		鳴沢村	福祉保健課
16		富士北麓障害者基幹相談支援センター	相談員
17		富士北麓障害者基幹相談支援センター	相談員
18		富士北麓障害者基幹相談支援センター	事務員

令和9年度富士北麓圏域障害者自立支援協議会 全体会委員名簿(案)

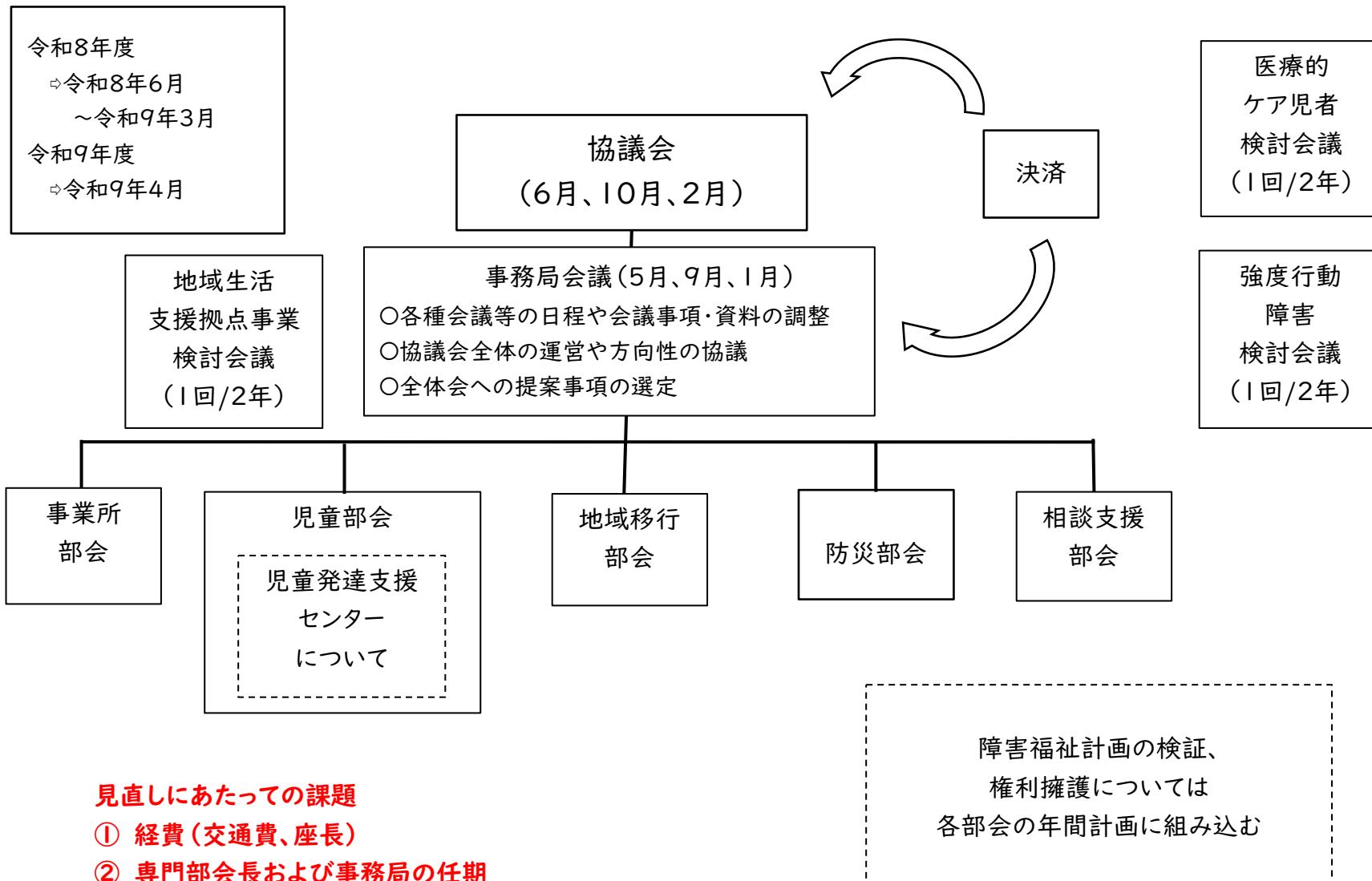
NO	関係機関	氏名	所属	役職
1	特定または一般相談 支援事業所			
2	特定または一般相談 支援事業所			
3	指定障害福祉 サービス事業者等			
4	指定障害福祉 サービス事業者等			
5	指定障害福祉 サービス事業者等			
6	指定障害福祉 サービス事業者等			
7	医療・保健関係者			
8	医療・保健関係者			
9	教育関係者			
10	権利擁護関係者			
11	権利擁護関係者			
12	権利擁護関係者			
13	当事者			
14	当事者			
15	当事者			
16	当事者			
17	障害者団体			
18	障害児関係者			
19	地域包括支援 センター			
20	学識経験者			

## 令和7年度 富士北麓圏域障害者自立支援協議会組織図



## 令和9年度 富士北麓圏域障害者自立支援協議会の見直し案

30



障第1341号  
令和7年5月29日

富士北麓圏域障害者自立支援協議会長 殿

山梨県福祉保健部障害福祉課長  
( 公印省略 )

障害者虐待防止に係る県への要望について (回答)

平素から、県の障害福祉行政に御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。要望のあったことについて、次のとおり回答します。

#### 1. 障害者虐待防止センターへの指導及び援助について

市町村は、虐待の通報や届出を受けた場合、速やかに障害者の安全確認、事実確認、障害者虐待対応に関する協議を行うなど、通報等に対する対応を行い、県は市町村間の相互調整や情報提供、助言その他の援助を行うこととされています。このような市町村と県の役割分担の中、市町村における虐待防止に関する対応が円滑に行われるよう、山梨県障害者権利擁護センターと連携し、専門家派遣、県が実施する虐待防止・権利擁護研修を通じて、市町村を支援して参ります。

#### 2. 権利侵害や虐待等案件の取り扱いについて

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（以下「基準条例」という。）第42条第1項及び同条を準用する各サービスの条項において、「事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない」と規定されています。県では、本規定に基づき虐待があったと推測される事態が発生したとき等事故が発生した場合に御報告をいただいているところです。報告の範囲は事業所の適切な運営のため指定権者として把握すべき事項や障害者総合支援法第51条の3第1項等に基づく調査等が必要と思われる事項を定めております。これは、利用者が安心して障害福祉サービスの提供を受けられるよう事業者の方に対し報告を求めているものです。

報告に際しては県ホームページや通知等により参考様式を示しておりますが、この様式によらず、施設が作成した通報内容の記録を御提出いただくことも可能です。

一方、障害者虐待防止法第16条では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなけれ

ばならないとされています。これは、虐待の早期発見及びその後の迅速かつ正確な事実確認を行うために規定されているものです。

市町村は、通報を受け事実確認を行った結果、虐待の事実が認められた場合に県へ報告しなければならないとされており（障害者虐待防止法第17条、同施行規則第2条）、市町村への通報全てが県へ報告されるものではありません。また、報告時期も虐待の事実の認定後のため、仮に基準条例に基づく報告を不要とした場合、障害者総合支援法第51条の3第1項等に基づく調査等が適切な時期に実施できない可能性があります。

基準条例に基づく報告及び障害者虐待防止法第16条による通報は目的が異なるものですが、適切な事業所の運営及び虐待の早期発見のため、引き続き御協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

障害福祉課 施設支援担当 三枝  
TEL 055-223-1463 / FAX 055-223-1464  
Email:saigusa-amtt@pref.yamanashi.lg.jp

障害福祉課 地域生活支援担当 清水  
TEL 055-223-1461 / FAX 055-223-1485  
Email:shimizu-xcvw@pref.yamanashi.lg.jp